

# あきた白神体験センターの不適正な経理事務に関する報告書

この度、あきた白神体験センター（正式名称：秋田県自然体験活動センター（以下「体験センター」）における不適正経理問題がマスコミ等で大きく報じられ、町の信頼を著しく失墜させるとともに、町民の皆様をはじめ、関係各位に多大なるご心配・ご迷惑をお掛けしたことに對し、心からお詫び申し上げます。

体験センターは、秋田県の施設で、平成19年7月1日から町が秋田県より指定管理者の指定を受けて管理運営してきた施設です。八峰町の素晴らしい自然環境を活用しながら、四季を通じて様々な体験活動の機会を提供している研修施設です。

町では、体験センターを活力ある町づくりの拠点の一つとして様々な体験メニューを企画しながら営業努力を続けて参りましたが、少子化をはじめ全国的な人口減少の中で、当初目指した利用者数に達せず、厳しい経営状況を強いられているのが現状です。

（関係職員の事情聴取り）

その後、職員が利用者の為に立替えて買ってきた物（飲み物、つり餌、体験用材料ストラップの糸、ピザ等の食材）から生じた差額もドロアの会に入金していたものです。

ドロアの会に入金された平成19年度から平成25年度までの金額の総額は、758,730円で、不適正な経理の金額です。（監査報告書より）

また、その主な用途は、備品購入費（ホットプレート、魚焼き器、オイルヒーター、加湿器、除湿機、電子レンジ、コーヒーマーカー、ウインドパーカー、デジカメ、冷蔵庫、テレビ、スノーシュー等）、キャンセル料等（欠席者の食事代補填、食事誤発注補填）、スタッフの冬用作業着代です。

## 不適正な経理に対する町の対応及び改善措置等について

ドロアの会の存在を平成26年3月に監査委員に指摘されるまで町が把握していなかったことは、日頃の職員とのコミュニケーション不足や組織の基本的なルールである「報告・連絡・相談」の徹底不足によるものであり、これらを再度徹底することにしました。

この度の不祥事は、職員の公金等の管理に対する重要性の認識の甘さや責任感の欠如、加えて現金取扱事務のチェック体制が十分機能しなかったことが主因であると認識しております。

町の調査では、関係職員に個人的な私利私欲を目的とした着服等犯罪性はなかったものの、法令から逸脱した経理行為は許容されるものではなく、職員については、「地方公務員法」、

「八峰町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」及び「八峰町職員懲戒処分等の指針」に基づき、平成28年2月8日開催の教育委員会において懲戒処分等が決定され、町長、副町長、教育長の処分については、同年2月12日開催の臨時議会に諮られて決定しております。

懲戒処分等の詳細は、次のとおりです。

監査委員の指摘を真摯に受け止め、指導を仰ぎながら平成26年度より経理の改善を行い、現在は、本来の体験型研修施設としての機能を順調に果たしております。実施した具体的な改善措置は、次のとおりです。

- ①ドロアの会を廃止した。
- ②ドロアの会で購入した備品を町へ移管した。
- ③つり銭等の対応をスムーズに行うため、小口現金（26年度10万円、現在5万円）を町から拋出し、現金出納簿及び日計表の記録を徹底した。
- ④体験センター使用料金の収納は原則、納入通知書により処理し、收受した現金は出納員の確認を受け、速やかに町の会計に納入することを徹底した。

なお、監査委員が行った「ドロアの会」の監査結果については、計数等を十分精査したものであり、町として異議を申し上げるものではありませんが、故意に（計画的に）裏金を捻出するために会を設置し、公会計外で資金を管理していたという指摘については、町の調査では、不適正な経理ではあったものの、職員が利用者の様々なニーズに速やかに対応したいというサービス面を最優先するあまり生じた会

## 懲戒処分の内容

- 町長（指定管理者、全体の責任者として）……………3月分給料10分の1減額
- 副町長（職員管理の責任者として）……………3月分給料10分の1減額
- 教育長（管轄部署の責任者として）……………3月分給料10分の1減額
- 生涯学習課長（当時管轄部署の所長として）……………3月分給料10分の1減額
- 課長補佐（当時管轄部署の係長として）……………訓告
- 教育委員会主査（当時管轄部署の技術手として）……………嚴重注意
- 教育委員会主任（当時管轄部署の主事として）……………嚴重注意

（参考）「八峰町職員懲戒処分等の指針」は、国家公務員の懲戒処分指針（人事院事務総長発）を基に定めたものです。

町では、この度の不祥事を厳粛に受け止め、全職員に対して改めて公金管理の徹底について自覚を促すとともに、現金取扱事務のチェック体制の強化について指示しました。更に再発防止策として「八峰町公金管理適正化指針」を作成しました。この指針は、現金取扱員等の現状と問題点を検証し、今後の対応策を定めたものであります。具体的な取組みは、次のとおりです。

- ①コンプライアンス（法令順守）の徹底や倫理観の向上
- ②管理監督者としての自覚の徹底

であり、個人的な私利私欲を目的とした着服等犯罪性はなかったと判断しております。

## 懲戒処分等の実施に当たつての考え方

ドロアの会の設置は、故意あるいは善意の意図に関係なく法令違反であります。体験センターの円滑な運用と利用者の利便性を図るために会を設置した意図は理解し、不正を図るための設置でないことは理解しつつも、結果的には公務員としては稚拙な事務処理であったと言わざるを得ません。

以上のような観点から、関係法令等に照らし合わせ、前記のような懲戒処分等をしたものでありますので、町民の皆様にはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## あきた白神体験センター連絡協議会について

監査報告書によると、当協議会は平成24年度から平成26年度にわたって、裏金1,237,002円を捻出し、当協議会の設立に当たっては、町長、教育長も同意したと指摘されておりますが、当協議会は、平成24年2月27日に体験センター協力団体及び食事等納入業者によって、支払い事務の煩雑さ

③日頃のコミュニケーションの活性化の推進

④組織の基本的なルールである報告・連絡・相談の徹底

この指針は、再び同じ過ちを起こさないという強い決意のもとに作成したものであり、全職員に周知徹底を図りながら、町民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んで参りますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

## 不適正な経理が発生した経緯

体験センターは、平成19年7月から秋田県より町が指定管理者の指定を受け、様々な体験メニューを企画しながら営業努力を続けて参りました。

営業施設として全く一からのスタートであり、担当職員は営業活動に対するノウハウを持たないまま、試行錯誤しながら最大限能力を發揮して頑張ってきました。

不適正な経理の発端は、当初、体験センターに「つり銭」がなかったため、利用者へのつり銭や体験センター協力団体への支払いに当てる際のつり銭、突発的に必要となる立替金のために、職員が1万円を立替えておりました。この立て替えるお金を「ドロアの会」として管理したことが発端となっ

の解消や「あきた白神エリア」を県内外に売り込む手段として、任意で設立した団体であり、この団体を立ち上げることは事前に聞いておりましたが、町の観光振興の一翼を担う会と認識しております。

体験センターを含め町は当協議会の会員でもなく、また補助金など町の公金も一切支出していない任意の団体であります。このようなことから、当協議会の活動に使用した1,237,002円は、任意団体の会費を充当したものであり、町の裏金ではないと考えられております。

なお、当協議会の会員でない体験センターの職員が、事務局長と会計責任者を担当していたことは適切でなかったと考えております。また、この協議会は平成26年に解散しております。

以上があきた白神体験センターにおける不適正な経理事務に関する経緯と対応等ですが、この不祥事を全職員が深刻に受け止め、二度と同じ過ちを起こさないよう公金管理はもとより、事務執行に当たっては、法令順守のもと、公務員としての使命と責任を自覚し、町民の負託に応えるべく、信頼の回復に努めて参ります。